

# EU AI Act 「AI Omnibus」 暫定合 意と日本企業への戦略的影響

優先順位の再配列と、2026-2028年へ向け  
た「四面体」管理モデルの構築

# 認識の転換：規制緩和ではなく「優先順位の再配列」

## Myth (誤解)

「AI Omnibusの暫定合意（2026年5月7日）により、AI Actの規制は大幅に緩和され、対応は後回しでよくなった」

## Reality (現実)

「基本構造は維持。期限が分散したことで、逆に直近（2026年12月）のデッドラインが明確化し、罰則アーキテクチャも維持されている」

最大の教訓：正式採択（官報掲載）までは現行のスケジュールを捨てず、二段構えで準備を進めることが唯一の合理的判断である。

# 公式文書から読み解く「暫定合意の5つの核」



## Pillar 1: 期限の固定延期

高リスクAIの適用開始時期を2027年/2028年の固定日付へ後ろ倒し



## Pillar 2: 新たな禁止類型の追加

非同意の性的・親密コンテンツ生成やCSAM生成の明示的禁止



## Pillar 3: マーキング義務の圧縮

AI生成コンテンツの透明性対応猶予を2026年12月2日へ前倒し確定



## Pillar 4: 監督権限の強化

AI Officeの管轄整理と、EUレベルでの直接監督・執行権権限の追加



## Pillar 5: 業法との重複整理

医療機器・機械規則など、既存の製品安全法 (Sectoral law) との適用関係の調整

# 維持された説明責任の骨格と「3つの巻き戻し」



## 罰則水準の維持 (Art. 99)

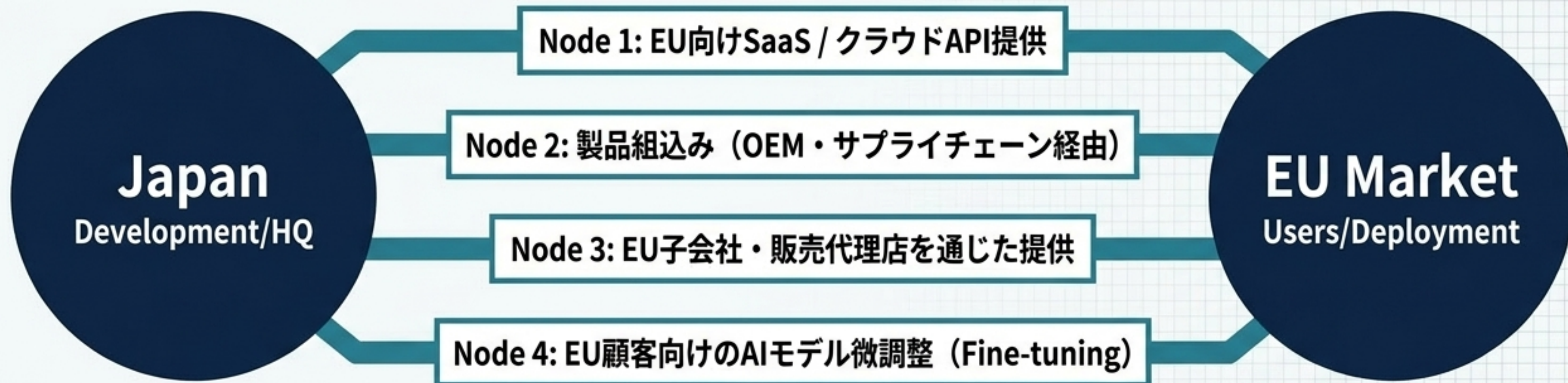
禁止行為:  
最大 7% 又は €35m

その他義務違反:  
最大 3% 又は €15m

虚偽情報提供:  
最大 1.5% 又は €7.5m

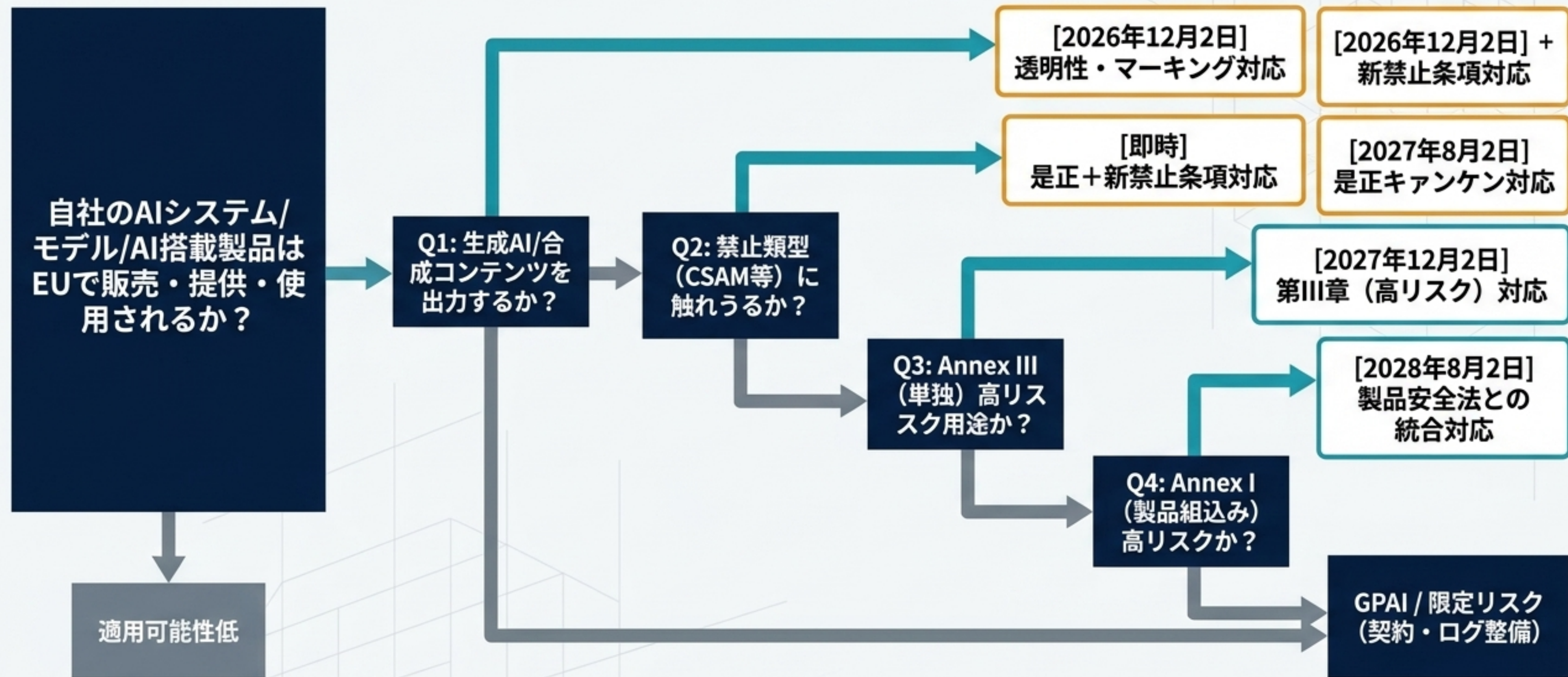
## 域外適用の射程：接点（Touchpoints）の可視化

「本社所在地」ではなく「EUへの供給・提供・利用」の接点があるかが適用基準。



委員会の公式FAQにより、EU内外を問わず「EU市場に出す者」「EUで使用させる者」に枠組みが及ぶことが再確認されている。

# 適用スコープとデッドラインの自己診断ツリー



# タイムラインの再設定：トリプル・デッドラインへの移行



## Strategic Note:

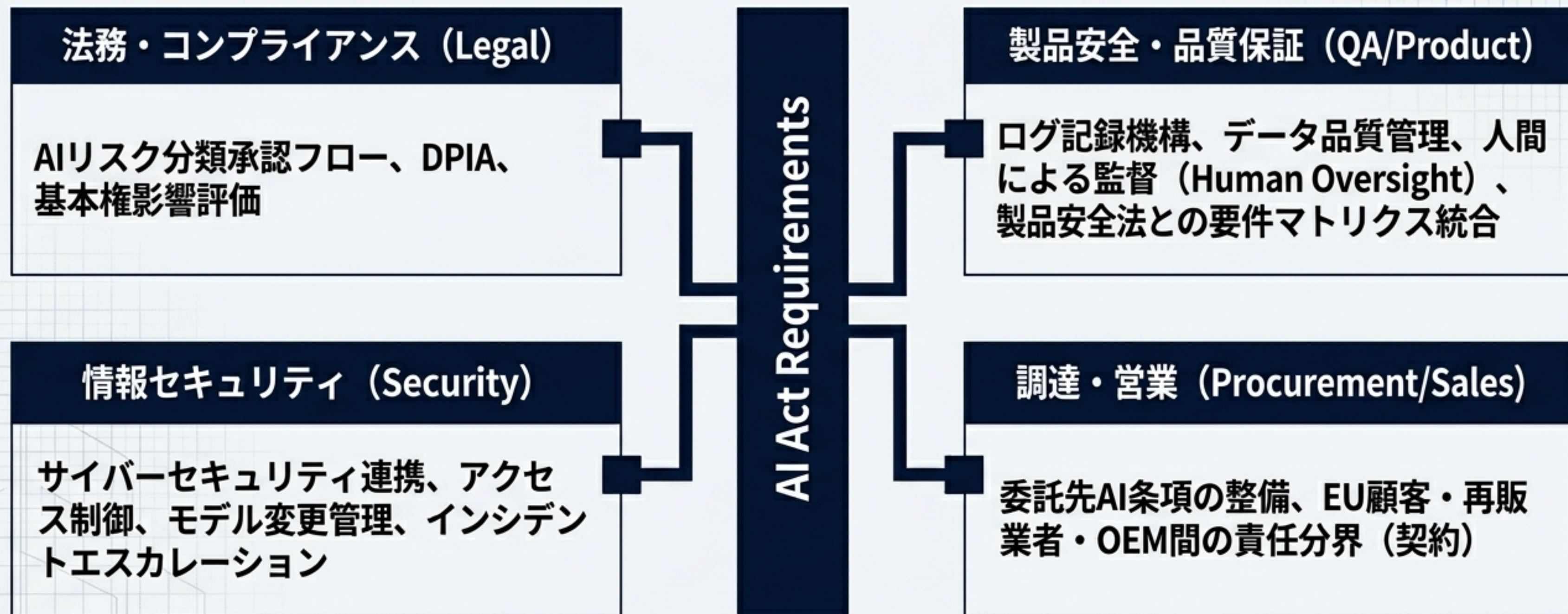
法務部門は「正式採択は元のスケジュールが法的に生きている」というDLA Piper等の警告に従い、移行措置のトリガーを官報掲載時点に設定すべき。

# 業種・ユースケース別 影響度ヒートマップ

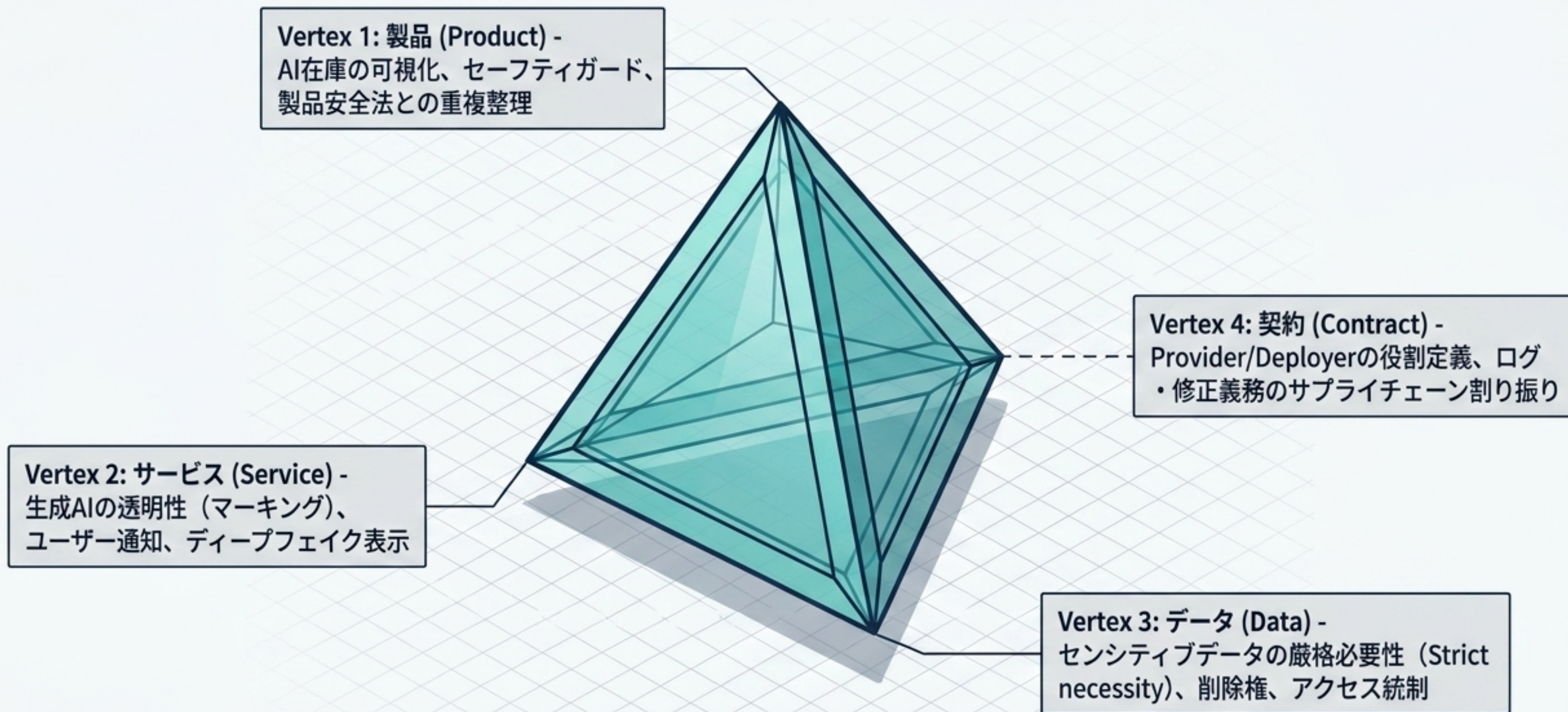
<p><b>早期影響群</b> (2026対応最優先)</p>	<p>広告/メディア (画像生成、アバター) 性的ディープフェイク対応、ウォーターマーキング、通報フロー。</p>	<p>IT/クラウド (生成AI API、SaaS) Article 50実装、AI Office直接監督への対応。</p>
<p><b>中期影響群</b> (2027対応中心)</p>	<p>金融/HR (与信、採用、不正検知) Annex III高リスク分類評価、モデル変更管理、委託先監査。</p>	
<p><b>後期・複合影響群</b> (2028対応・業法交差)</p>	<p>製造/モビリティ (産業機械、ADAS) 製品安全法 (機械規則等) マッピング、セーフティケース。</p>	<p>医療 (診断支援、医療機器) QMSとAIガバナンスの統合、センシティブデータ要件のクリア。</p>

# 全社横断的アーキテクチャ：法務だけの問題ではない

コンプライアンス負担は「技術的措置」と「組織的措置」の交差点にある。



# AIリスク管理の「四面体 (Tetrahedron)」モデル



# 実行計画 (フェーズ1): 2026年の即時対応要件

# 2026



Target Date: 2026年12月2日

## Action 1: 生成AI透明性 (マーキング) 実装

- ・ 合成画像・動画・音声・テキストの機械判読可能なマーキング方式の選定。
- ・ ユーザー通知インターフェースと保存方針の策定。

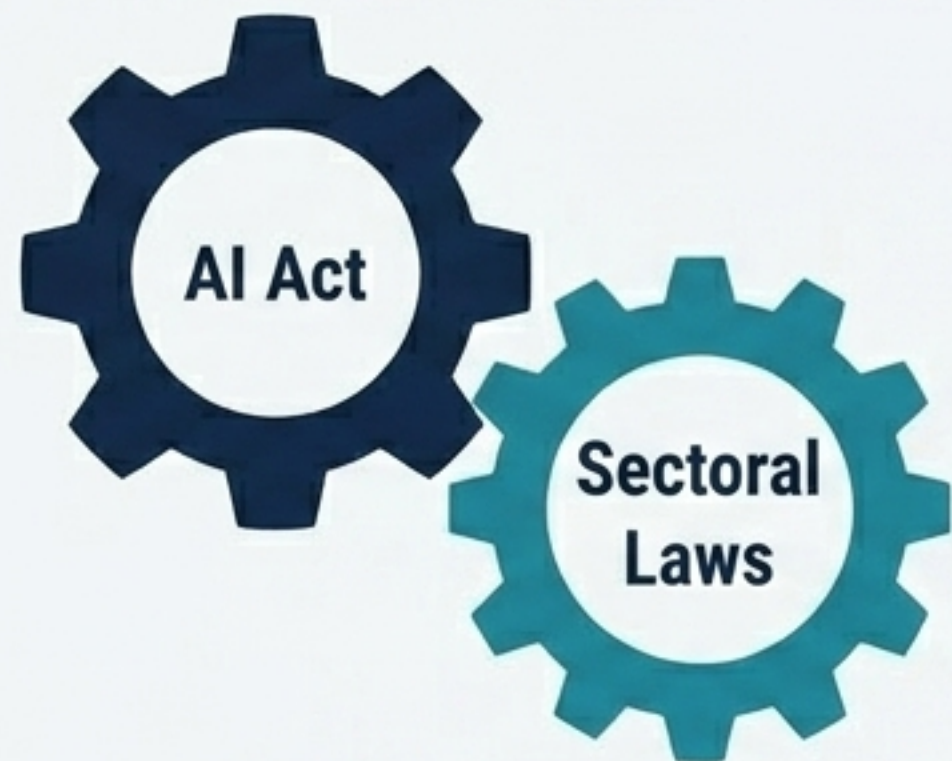
## Action 2: 禁止コンテンツ (非同意性的生成・CSAM) 対策

- ・ モデルのガードレール設定とプロンプト制御。
- ・ 生成後検知、通報窓口の設置、削除SLAの整備。

## Action 3: サプライチェーンの契約再定義

- ・ OEM、モデル供給者、EU顧客間で「誰がProvider/Deployerか」を明確化し、責任の宙浮きを防ぐ。

# 実行計画 (フェーズ2): 2027-2028年の高リスク・製品組込み対応



Target Dates: 2027年12月2日  
(Annex III) /  
2028年8月2日 (Annex I)

## Action 1: 高リスクAIのギャップ分析 (Annex III)

- ・ リスク管理システム、データ品質、技術文書、ログ、人間監督の現状評価。
- ・ 自己評価で免除される場合でも「判断の開示・証跡化」とEUデータベース登録の準備。

## Action 2: 製品安全法との統合 (Annex I)

- ・ 医療機器・機械規則などとAI Actの「要件マトリクス」を作成。
- ・ 適合性評価フローの再設計と、重複・追加部分の切り分け。

## Action 3: サンドボックス戦略の活用

- ・ EU内の実証・PoC案件を洗い出し、規制対話窓口としての各国/EUサンドボックスへの参加を検討。

# 整備すべき8つのコア・ドキュメント

必須（全社・スコープ特定用）：



**1. AI適用台帳**  
(AI在庫と法的分類のマッピング)



**2. ベンダー・顧客向け契約条項集**  
(責任分担とログ・監査権の定義)

生成AI・データ関連（2026向け）：



**3. データガバナンスポリシー**  
(バイアス検知とStrict Necessityの証明)



**4. インシデント/苦情対応手順**  
(禁止コンテンツの通報・削除フロー)

高リスクAI向け（2027-2028向け）：



**5. 技術説明責任文書**  
(Technical Documentation)



**7. 監査ログ仕様・  
モデル更新管理記録**



**6. リスク評価書・  
基本権影響評価  
支援様式**



**8. AI Literacy  
職種別研修記録**

## 専門家・規制当局の視座と「様子見」のリスク

### Panel 1: 法律事務所・産業界 (Travers Smith, Hogan Lovells)

「期限延長は歓迎だが、基本構造は変わっていない。今すぐスコーピングとガバナンス整備を始めるべきだ」

### Panel 2: データ保護・消費者団体 (EDPB, EDPS)

「簡素化は支持するが、基本権保護、AI Literacyの維持、センシティブデータの厳格管理は譲らない」

**結論：「期限は延びたが、手を緩めるべきではない。特にデータ処理要件と高リスク分類の判断根拠（証跡化）は直ちに守りを固めるべき領域である。」**

# 経営層が直ちに問うべき5つのチェックポイント

YES  NO

Q1: 自社のAI在庫（製品・サービス・利用）は完全に可視化されているか？

YES  NO

Q2: EU向け生成AIシステムに対する「透明性（マーキング）対応計画」は存在するか？

YES  NO

Q3: 高リスク（Annex I / III）の候補案件は特定され、適用期限がマッピングされているか？

YES  NO

Q4: センシティブデータの利用は「厳格必要性（Strict necessity）」で説明可能か？

YES  NO

Q5: EU顧客や委託先との間で、AIに関する「役割（Provider/Deployer）」と「証跡の責任」が契約上定義されているか？